

有限会社ちどり住設 次世代法及び女性活躍推進法一体
事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 8月1日～2029年 7月31日

2. 内容

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

目標1：新たに女性従業員を1名以上採用する。

【対策】

- 令和8年8月～ 女性従事者の雇用、受入れ体制について検討
- 令和8年11月～ 従事者全員の働きやすい職場を考慮、社内体制の整え
- 令和9年1月～ 従事者採用を開始する

【次世代法に基づく一般事業主行動計画】

目標2：将来的に『育児休業取得100%』及び『1カ月以上の育休取得』を目指し、男性の育児休業取得率を50%以上とする。

【対策】

- 令和8年8月～ 会社役員から従事者へ向けて、仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージを発信する
- 令和8年10月～ 従事者の意識調査を行い、改善策の策定を行う
- 育児休暇社員に対して周囲のフォロー体制を整え、フォロー社員にも手当を検討し、実施する。